

改正案	現行
<p>（剰余金のうち一定の比率を乗じる対象となる金額）</p> <p>第二十七条 法第五十八条第二項に規定する内閣府令で定める金額は、当期末処分剰余金の額から次に掲げるものの合計額を控除した金額（法第五十五条第二項に規定する額を限度とする。）とする。</p> <p>一七（略）</p> <p>八 資産（法第一百八十八条第一項に規定する特別勘定に属するものとして経理されたものを除く。）につき時価を付すものとした場合（法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二項（流動資産の評価）（これらの規定を法第五十九条第一項において準用する同法第二百八十五条ノ五第二項（社債の評価）及び同法第二百八十五条ノ六第二項（株式の評価）において準用する場合を含む。）の場合を除く。）において、その付した時価の総額がその取得価額（法第一百十二条第一項の規定により取得価額を超え時価を超えない価額を付すものとしたときは、その付した価額）の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した当期末処分剰余金の額</p> <p>九（略）</p>	<p>（剰余金のうち一定の比率を乗じる対象となる金額）</p> <p>第二十七条 法第五十八条第二項に規定する内閣府令で定める金額は、当期末処分剰余金の額から次に掲げるものの合計額を控除した金額とする。</p> <p>一七（略）</p> <p>八 特定取引勘定設置会社にあつては、評価利益額（法第一百十二条の第二項の評価換えによる利益の額と同条第三項の算定による同項に規定する利益相当額との合計額が、同条第二項の評価換えによる損失の額と同条第三項の算定による同項に規定する損失相当額との合計額を超える場合のその超過額をいう。）</p> <p>九（略）</p>

<p>(市場価格のある株式の評価益計上に関する認可の申請等)</p> <p>第六十条 保険会社は、法第十二条第一項の規定による認可を受けようとするときは、定時総会又は定時社員総会(総代会を設けているときは、社員総代会)の会日の七週間前(商法特例法第二条各号(会計監査人の監査)(法第五十九条において準用する場合を含む。))のいずれかに該当する保険会社にあつては、八週間前)までに、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該認可の申請をした保険会社(以下この項において「申請保険会社」という。))の業務又は財産の状況等に照らし、申請保険会社が、市場価格のある株式の評価換えにより計上した利益によって、次条各号に掲げる準備金を積み立てることが、保険契約者等の利益の確保又は増進に資するものであるかどうかを審査するものとする。</p>	<p>(上場株式の評価益計上に関する認可の申請等)</p> <p>第六十条 (同上)</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該認可の申請をした保険会社(以下この項において「申請保険会社」という。))の業務又は財産の状況等に照らし、申請保険会社が、取引所の相場のある株式の評価換えにより計上した利益によって、次条各号に掲げる準備金を積み立てることが、保険契約者等の利益の確保又は増進に資するものであるかどうかを審査するものとする。</p>
<p>(市場価格のある株式の評価益の積立て)</p> <p>第六十一条 (略)</p>	<p>(上場株式の評価益の積立て)</p> <p>第六十一条 (略)</p>
<p>(利益又は損失とすることを相当とする額)</p> <p>第六十一条の八 法第十二条の二第三項に規定する内閣府令で定める特定取引の利益又は損失とすることを相当とする額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>(利益相当額又は損失相当額)</p> <p>第六十一条の八 法第十二条の二第三項に規定する内閣府令で定める特定取引の利益相当額又は損失相当額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

<p>一、六（略）</p>	<p>（価格変動準備金対象資産）</p> <p>第六十五条 法第一百五十一条に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。ただし、特別勘定に属する財産、法第九十九条第一項に掲げる業務に係る資産及び特定取引勘定に属する財産は含まないものとする。</p> <p>一、二（略）</p> <p>三 邦貨建の債券その他の金融庁長官が定める資産（ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表規則」という。）第八条第二十項に規定するものは除くことができる。）</p> <p>四、五（略）</p>
<p>一、六（略）</p>	<p>（価格変動準備金対象資産）</p> <p>第六十五条（同上）</p> <p>一、二（略）</p> <p>三 邦貨建の債券その他の金融庁長官が定める資産（ただし、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第三十四条第一項第一号イ（有価証券の評価の方法）に規定する原価法により評価しているものは除くことができる。）</p> <p>四、五（略）</p>
<p>（価格変動準備金の計算）</p> <p>第六十六条 保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を法第一百五十一条第一項の価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、法第一百五十一条の価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計</p>	<p>（価格変動準備金の計算）</p> <p>第六十六条 保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の期末簿価に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を法第一百五十一条第一項の価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、法第一百五十一条の価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の期末簿価に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計</p>

算した金額の合計額とする。

対象資産	積立基準	積立限度
第六十五条第一号に掲げる資産	千分の一・五	千分の五十
第六十五条第二号に掲げる資産	千分の一・五	千分の五十
第六十五条第三号に掲げる資産	千分の〇・二	千分の五
第六十五条第四号に掲げる資産	千分の一	千分の二十五
第六十五条第五号に掲げる資産	千分の三	千分の百

(健全性の基準に用いる資本、基金、準備金等)

第八十六条 法第百三十条第一号に規定する資本、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 資本の部の合計額から利益又は剰余金の処分として支出する金額(相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。)、その他有価証券評価差額金(財務諸表規則第
六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の

算した金額の合計額とする。

対象資産	積立基準	積立限度
第六十五条第一号に掲げる資産	千分の一・五	千分の五十
第六十五条第二号に掲げる資産	千分の一・五	千分の五十
第六十五条第三号に掲げる資産	千分の〇・三	千分の十
第六十五条第四号に掲げる資産	千分の一	千分の二十五
第六十五条第五号に掲げる資産	千分の三	千分の百

(健全性の基準に用いる資本、基金、準備金等)

第八十六条 (同上)

一 資本の部の合計額から利益又は剰余金の処分として支出する金額(相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。)並びに法第百十三条第一項前段及び商法第二百
八十六条ノ三から第二百八十七条まで(試験研究費及び開発費、新株

<p>評価差額をいう。第六十一条及び第九十条において同じ。）並びに法第十三条第一項前段及び商法第二百八十六条ノ三から第二百八十七条まで（試験研究費及び開発費、新株発行費用、社債発行費用並びに社債差額の繰延べ）（法第五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額</p> <p>二、四（略）</p> <p>五 保険会社が有するその他有価証券については、貸借対照表計上額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額</p> <p>六、七（略）</p> <p>2 前項中「その他有価証券」とは、財務諸表規則第八条第二十一項に規定するものをいう（第六十一条及び第九十条において同じ。）。</p> <p>3 第一項第六号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価額をいう。</p> <p>（通常の予測を超える危険に対応する額）</p> <p>第八十七条 法第三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。</p>	
<p>発行費用、社債発行費用並びに社債差額の繰延べ）（法第五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額</p> <p>二、四（略）</p> <p>五 保険会社が有する取引所の相場のある株式については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額</p> <p>六、七（略）</p> <p>2 前項第五号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（次項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいう。</p> <p>3 第一項第六号中「時価」とは、算出日の適正な評価価額をいう。</p> <p>（通常の予測を超える危険に対応する額）</p> <p>第八十七条（同上）</p>	

<p>一、二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>イハ（略）</p> <p>二 デリバティブ取引リスク（証券取引法第二条第十七項又は第二十一項（定義）の有価証券先物取引又は有価証券先渡取引、第四十七号から第十三号までに掲げる取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。第百六十二条において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額</p> <p>ホ（略）</p> <p>四（略）</p>	<p>（市場価格のある株式の評価益計上に関する認可の申請等）</p> <p>第百四十四条 外国保険会社等は、法第百九十九条において準用する法第百十二条第一項の規定による認可を受けようとするときは、業務報告書の提出期限の三週間前までに、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該認可の申請をした外国保険会社等（以下この項において「申請外国保険会社等」という。）の日本における業務又は財産の状況等に照らし、申請外国保険会社等が、市場価格のある株式の評価換えにより計上した利益によって、次条各号に掲げる準備金を積み立てることが、日本における</p>
<p>一、二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>イハ（略）</p> <p>二 オフバランス取引リスク（証券取引法第二条第十七項又は第二十一項（定義）の有価証券先物取引又は有価証券先渡取引、第四十七号から第十二号までに掲げる取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。第百六十二条において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額</p> <p>ホ（略）</p> <p>四（略）</p>	<p>（上場株式の評価益計上に関する認可の申請等）</p> <p>第百四十四条（同上）</p> <p>一～四（略）</p> <p>2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該認可の申請をした外国保険会社等（以下この項において「申請外国保険会社等」という。）の日本における業務又は財産の状況等に照らし、申請外国保険会社等が、取引所の相場のある株式の評価換えにより計上した利益によって、次条各号に掲げる準備金を積み立てることが、日本にお</p>

<p>保険契約者等の利益の確保又は増進に資するものであるかどうかを審査するものとする。</p>	<p>(市場価格のある株式の評価益の積立て) 第四百四十五条 (略)</p>
<p>ける保険契約者等の利益の確保又は増進に資するものであるかどうかを審査するものとする。</p>	<p>(上場株式の評価益の積立て) 第四百四十五条 (略)</p>
<p>(業務、経理に関する規定の準用) 第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十二条の六から第五十三条の七までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは、「第三十九条、第四十条及び第四十一条の三</p>	<p>(業務、経理に関する規定の準用) 第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十二条の六から第五十三条の七までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは、「第三十九条、第四十条及び第四十一条の三</p>

「と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八條の五及び前条」とあるのは「第三百三十九條、第四百十條及び第四百十條の三並びに第六十條において準用する第四十九條」と、第五十三條中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同條第一号中「第七十四條第一号」とあるのは「第五百五十三條第一号」と、第五十三條の二中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同條第一項第一号中「法第九十八條」とあるのは「法第九十九條において準用する法第九十八條」と、同條第三項中「營業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五條第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三條の三中「營業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の四中「特定關係者（法第八條第一項に規定する特定關係者をいう。次條及び第五十三條の六において同じ。）」とあるのは「特殊關係者（法第九十四條第一項に規定する特殊關係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の五中「營業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定關係者」とあるのは「特殊關係者」と、第五十三條の六中「特定關係者」とあるのは「特殊關係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の七中「法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」とあるのは「法第九十九條において準用する法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第六十二條本

「と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八條の五及び前条」とあるのは「第三百三十九條、第四百十條及び第四百十條の三並びに第六十條において準用する第四十九條」と、第五十三條中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同條第一号中「第七十四條第一号」とあるのは「第五百五十三條第一号」と、第五十三條の二中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同條第一項第一号中「法第九十八條」とあるのは「法第九十九條において準用する法第九十八條」と、同條第三項中「營業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五條第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三條の三中「營業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の四中「特定關係者（法第八條第一項に規定する特定關係者をいう。次條及び第五十三條の六において同じ。）」とあるのは「特殊關係者（法第九十四條第一項に規定する特殊關係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の五中「營業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定關係者」とあるのは「特殊關係者」と、第五十三條の六中「特定關係者」とあるのは「特殊關係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の七中「法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」とあるのは「法第九十九條において準用する法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第六十二條本

文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第二十六条第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条」と、第八十二条中「定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の七週間前（商法特例法第二条各号（会計監査人の監査）（法第五十九条第一項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する保険会社にあつては八週間前）」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前」と、同条第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同条第三号中「前条」とあるのは「第一百五十九条」と、同条第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同条第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第二十八条第一項第一号の

文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第二十六条第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「期末簿価」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の簿価」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条」と、第八十二条中「定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の七週間前（商法特例法第二条各号（会計監査人の監査）（法第五十九条第一項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する保険会社にあつては八週間前）」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前」と、同条第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同条第三号中「前条」とあるのは「第一百五十九条」と、同条第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同条第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第二十八条第一項第一号の社員

<p>社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同条第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(健全性の基準に用いる供託金等) 第百六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。 一〜四 (略) 五 外国保険会社等が日本において有する<u>その他有価証券</u>については、<u>貸借対照表計上額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額</u> 六、七 (略) (削除) 2 前項第六号中「時価」とは、第八十六条第三項に定める価額をいう。</p>	<p>(通常の予測を超える危険に対応する額) 第百六十二条 法条第二百二条第一号に規定する日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。</p>
<p>配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同条第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(健全性の基準に用いる供託金等) 第百六十一条 (同上) 一〜四 (略) 五 外国保険会社等が日本において有する取引所の相場のある株式については、<u>時価と帳簿価額の差額に金融長官が定める率を乗じた額</u> 六、七 (略) 2 前項第五号中「時価」とは、第八十六条第二項に定める価額をいう。 3 第一項第六号中「時価」とは、第八十六条第三項に定める価額をいう。</p>	<p>(通常の予測を超える危険に対応する額) 第百六十二条 (同上)</p>

<p>一、二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ、ハ (略)</p> <p>ニ デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額</p> <p>ホ (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>(健全性の基準に用いる供託金等)</p> <p>第百九十条 法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一、四 (略)</p> <p>五 引受社員が日本において有するその他有価証券については、貸借対照表計上額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額</p> <p>六、七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>3 第一項第六号中「時価」とは、第八十六条第三項に定める価額をいう。</p>
<p>一、二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ、ハ (略)</p> <p>ニ オフバランス取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額</p> <p>ホ (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>(健全性の基準に用いる供託金等)</p> <p>第百九十条 (同上)</p> <p>一、四 (略)</p> <p>五 引受社員が日本において有する取引所の相場のある株式については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額</p> <p>六、七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第五号中「時価」とは、第八十六条第二項に定める価額をいう。</p> <p>4 第一項第六号中「時価」とは、第八十六条第三項に定める価額をいう。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成十三年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第八十六条第一項第一号の改正規定は、その他有価証券の時価評価を行う保険会社について適用するものとし、当該保険会社以外の保険会社については、その他有価証券の時価評価を行うまでの間、この規則による改正前に基づく規定を適用する(第百六十一条及び第百九十条において同じ)。

2 | 第八十六条第一項第五号の改正規定は、その他有価証券の時価評価を行う保険会社について適用するものとし、当該保険会社以外の保険会社についても、その他有価証券の時価評価を行うものとして、この規定を適用する(第百六十一条、第百六十二条及び第百九十条において同じ)。

(新設)

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>2 前条第一項の表の第三区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。</p> <p>一 有価証券 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額から、その他有価証券に係る繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計算されるものをいう。）の額を控除した額。この場合において、「その他有価証券」とは、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十六条第二項に規定するものをいう。</p> <p>一六、三三（略）</p> <p>3、4（略）</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 有価証券 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額</p> <p>一六、三三（略）</p> <p>3、4（略）</p>



保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十六条等の規定に基づく保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（資本、基金、準備金等の計算）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条第一項第五号、第六十一条第一項第五号及び第九十条第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（ただし、保険会社（外国保険会社等及び引受社員を含む。以下同じ。）が有するその他有価証券（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において有するその他有価証券）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする（「その他有価証券」とは、規則第八十六条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 規則第八十六条第一項第七号、第六十一条第一項第七号及び第九十条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 生命保険会社（外国の生命保険会社等を含む。以下同じ。）にあつては、将来利益（有配当保険契約について減配することによりリスク対応財源として期待できるものをいう。）として、契約者配当準備金</p>	<p>（資本、基金、準備金等の計算）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条第一項第五号、第六十一条第一項第五号及び第九十条第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（ただし、保険会社（外国保険会社等及び引受社員を含む。以下同じ。）が有する取引所の相場のある株式（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において有する取引所の相場のある株式）の時価が帳簿価額を下回る場合には、百分の百）とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （同上）</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 生命保険会社（外国の生命保険会社等を含む。以下同じ。）にあつては、将来利益（有配当保険契約について減配することによりリスク対応財源として期待できるものをいう。）として、契約者配当準備金</p>

繰入額又は社員配当準備金繰入額の直近の五事業年度（外国生命保険会社等にあつては、日本における五事業年度）の平均値に相当する額又は直近の事業年度（外国生命保険会社等にあつては、日本における直近の事業年度）の額のいずれか小さい額の百分の五十

五 税効果相当額（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。）として次の算式により得られる額（ただし、繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の額が零である会社（繰延税金資産の算定にあたり繰延税金資産から控除された額がある会社に限る。）にあつては零とする。）

$$A \times t / (1 + t)$$

この算式において、A及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 貸借対照表の資本の部の剰余金の額から利益又は剰余金の処分として支出する額（相互会社にあつては、社員配当準備金に積み立てる額を含み、社員配当平衡積立金に積み立てる額を含まない。また、外国保険会社等にあつては、翌年度の本店への送金予定額を含む。）、法定準備金に積み立てる額及びこれに準ずるものの額の合計額を控除した額（当該控除した額が零未満となる場合は、零とする。）

t 繰延税金資産及び繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上されるものをいう。）の計算に用いた法定実

繰入額又は社員配当準備金繰入額の直近の五事業年度（外国生命保険会社等にあつては、日本における五事業年度）の平均値に相当する額又は直近の事業年度（外国生命保険会社等にあつては、日本における直近の事業年度）の額のいずれか小さい額

五 税効果相当額（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。）として次の算式により得られる額（ただし、繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の額が零である会社（繰延税金資産の算定にあたり繰延税金資産から控除された額がある会社に限る。）にあつては零とする。）

$$A \times t / (1 + t)$$

この算式において、A及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 貸借対照表の資本の部の剰余金の額から利益又は剰余金の処分として支出する額（相互会社にあつては、社員配当準備金に積み立てる額を含み、社員配当平衡積立金に積み立てる額を含まない。また、外国保険会社等にあつては、翌年度の本店への送金予定額を含む。）、法定準備金に積み立てる額及びこれに準ずるものの額の合計額を控除した額（当該控除した額が零未満となる場合は、零とする。）

t 繰延税金資産及び繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上されるものをいう。）の計算に用いた法定実

<p>効税率（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表規則」という。）<u>第八条の十二第二項第二号</u>に規定するものをいう。）。</p> <p>六 その他資本、基金、準備金に準ずる性質を有するものとして、次のイ及びロに掲げる保険会社の区分に応じ当該イ及びロに掲げるものの額の合計額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 損害保険会社（外国損害保険会社等及び引受社員を含む。以下同じ。）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 外国損害保険会社等及び引受社員にあつては、持込資本金、剰余金（翌年度の本店への送金予定額を除く。）その他これらに準ずるものであつて、日本における保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護に資するもの（その他<u>有価証券評価差額金を除く。</u>）</p> <p>4 7（略）</p> <p>第一条の二 法第三百十条第一号、第二百二条第一号又は第二百二十八条第一号に掲げる額の計算にあつては、他の保険会社の保険金等の支払</p>	<p>効税率（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 <u>第八条の十二第二項</u>に規定するものをいう。）</p> <p>六 その他資本、基金、準備金に準ずる性質を有するものとして、次のイ及びロに掲げる保険会社の区分に応じ当該イ及びロに掲げるものの額の合計額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 損害保険会社（外国損害保険会社等及び引受社員を含む。以下同じ。）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 外国損害保険会社等及び引受社員にあつては、持込資本金、剰余金（翌年度の本店への送金予定額を除く。）その他これらに準ずるものであつて、日本における保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護に資するもの</p> <p>4 7（略）</p> <p>第一条の二 法第三百十条第一号、第二百二条第一号又は第二百二十八条第一号に掲げる額の計算にあつては、他の保険会社の保険金等の支払</p>
--	--

能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第百六条第一項第三号から第五号までに掲げる会社を子会社等（法第百十條第二項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社又は当該子会社等の株式会社その他の資本調達手段（前条第三項第六号イ②及び③又は同号ロ③及び④に掲げるものを含む。以下この条において同じ。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の保険会社又は当該子会社等の資本調達手段の額（次項において「控除額」という。）を控除するものとする。

2 前項の場合における意図的に保有している他の保険会社又は当該子会社等の資本調達手段が当該他の保険会社又は当該子会社等にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除額から除くことができる。この場合において、同表の各号下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の保険会社又は当該子

保険金等の支払い能力の充実の状況を

能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に当該他の保険会社の株式会社その他の資本調達手段（前条第三項第六号イ②及び③又は同号ロ③及び④に掲げるものを含む。以下この条において同じ。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の保険会社の資本調達手段の額（次項において「控除額」という。）を控除するものとする。

2 前項の場合における意図的に保有している他の保険会社の資本調達手段が当該他の保険会社にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除額から除くことができる。この場合において、同表の各号下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の保険会社の資本調達

保険金等の支払い能力の充実の状況を

会社等の資本調達手段	示す比率の算出の際の額
<p>一 前条第三項第六号イ (2)又は同号ロ(3)に掲げるもの</p>	<p>前条第三項第六号イ(2)又は同号ロ(3)に掲げるものの額のうち算入されない額</p>
<p>二 前条第三項第六号イ (3)又は同号ロ(4)に掲げるもの</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 前条第三項第六号イ(3)又は同号ロ(4)に掲げるものの額のうち算入されない額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>

(各リスクの計算)

第二条 規則八十七条第一号及び第百六十二条第一号に規定する額(保険リスク相当額)は、生命保険会社にあつては、別表第一号に掲げるリスクの種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じて得られる額に基づき、別表第二の算式により計算した額とし、損害保険会社にあつては、次に掲げる額の合計額とする。

一、二 (略)

手段	示す比率の算出の際の額
<p>一 前条第三項第六号イ (2)又は同号ロ(3)に掲げるもの</p>	<p>前条第三項第六号イ(2)又は同号ロ(3)に掲げるものの額のうち算入されない額</p>
<p>二 前条第三項第六号イ (3)又は同号ロ(4)に掲げるもの</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 前条第三項第六号イ(3)又は同号ロ(4)に掲げるものの額のうち算入されない額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>

(各リスクの計算)

第二条 (同上)

一、二 (略)

2 (略)	3 規則八十七條第三号イ及び第六十二條第三号イに規定する額(價格變動等リスク相当額)は、別表第七の区分によるリスク対象資産の額(貸借対照表計上額とする。)にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額から、分散投資効果(分散投資によるリスク減殺効果をいう。)として当該合計額に生命保険会社にあつては百分の三十、損害保険会社にあつては百分の二十を乗じた額を控除した額とする。	2 (略)	3 規則八十七條第三号イ及び第六十二條第三号イに規定する額(價格變動等リスク相当額)は、別表第七の区分によるリスク対象資産の額(帳簿価額とする。)にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額から、分散投資効果(分散投資によるリスク減殺効果をいう。)として当該合計額に生命保険会社にあつては百分の三十、損害保険会社にあつては百分の二十を乗じた額を控除した額とする。
4 規則第八十七條第三号ロ及び第六十二條第三号ロに規定する額(信用リスク相当額)は、別表第八の区分によるリスク対象資産の額(貸借対照表計上額とする。)にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額とする。この場合において、同表に掲げるランクは別表第九の定義によるものとする。	4 規則第八十七條第三号ロ及び第六十二條第三号ロに規定する額(信用リスク相当額)は、別表第八の区分によるリスク対象資産の額(帳簿価額とする。)にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額とする。この場合において、同表に掲げるランクは別表第九の定義によるものとする。		
5 規則第八十七條第三号ハ及び第六十二條第三号ハに規定する額(子会社等リスク相当額)は、別表第十の区分によりリスク対象資産の額(貸借対照表計上額とする。)にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額とする。	5 規則第八十七條第三号ハ及び第六十二條第三号ハに規定する額(子会社等リスク相当額)は、別表第十の区分によりリスク対象資産の額(帳簿価額とする。)にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額とする。		
6 規則第八十七條第三号ニ及び第六十二條第三号ニに規定する額(デリバティブ取引リスク相当額)は、次に掲げる額の合計額とする。	6 規則第八十七條第三号ニ及び第六十二條第三号ニに規定する額(オフバランス取引リスク相当額)は、次に掲げる額の合計額とする。		
一、三 (略)	一、三 (略)		
7 (略)	7 (略)		
一、二 (略)	一、二 (略)		
8 (略)	8 (略)		

(リスクの合計額)

第三条 (略)

別表七

国内株式	10%
外国株式	10%
邦貨建債券	1%
外貨建債券、外貨建貸付金等	5%
不動産(国内土地)	5%
金地	20%
商品有価証券	1%
リスク対象資産	リスク係数

備考・ 外貨建債券、外貨建貸付金等からは、為替予約が付されていることにより決済時における邦貨額が確定しているもの及び外貨建借入金残高を控除する。

- ・ リスク対象資産からは、子会社等に対する出資・貸付金を除く。

・ 邦貨建債券のうち、財務諸表規則第八条第二十項に規定する

(リスクの合計額)

第三条 (略)

別表七

国内株式	10%
外国株式	10%
(新設) 邦貨建債券	(新設) 1%
外貨建債券、外貨建貸付金等	5%
不動産(国内土地)	5%
金地	20%
商品有価証券	1%
リスク対象資産	リスク係数

備考・ (同上)

- ・ (同上)

(新設)

ものは除く。

別表十一

取引の種類	外国通貨に係る先物取引 (為替予約を含む)		株式に係る先物取引		債券に係る先物取引	
	買建	売建	買建	売建	買建	売建
対象取引残高	時価×取引単位× 契約数量		時価×取引単位× 契約数量		時価×取引単位× 契約数量	
リスク係数	5%	5%	10%	10%	1%	1%

別表十二

対象取引残高	外国通貨に係る オプション取引	
	買	売
行使価格×取引単位×契約数量	プット買	

別表十一

取引の種類	外国通貨に係る先物取引 (為替予約を含む)		株式に係る先物取引		(新設)	
	買建	売建	買建	売建	(新設)	(新設)
対象取引残高	時価×取引単位× 契約数量		時価×取引単位× 契約数量		時価×取引単位× 契約数量	
リスク係数	5%	5%	10%	10%	(新設)	(新設)

別表十二

対象取引残高	外国通貨に係る オプション取引	
	買	売
行使価格×取引単位×契約数量	プット買	

1 %	10 %	10 %	5 %	5 %	リスク係数
-----	------	------	-----	-----	-------

債券に係る オプション取引		株式に係る オプション取引		
プット売	プット買	プット売	プット買	プット売
行使価格×取引単位×契約数量		行使価格×取引単位×契約数量		行使価格×取引単位×契約数量

(新設)	10 %	10 %	5 %	5 %	リスク係数
------	------	------	-----	-----	-------

(新設)		株式に係る オプション取引		
(新設)	(新設)	プット売	プット買	プット売
(新設)		行使価格×取引単位×契約数量		行使価格×取引単位×契約数量

<p>附則</p> <p>この告示は、その他有価証券の時価評価を行う保険会社について適用するものとし、当該保険会社以外の保険会社についても、その他有価証券の時価評価を行うものとして、この規定を適用する。</p>	<p>1 %</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十八条の二第二項及び第三項の規定に基づき、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額を定める件（平成十一年金融監督庁・大蔵省告示第二号）新旧対照表

改正案	現行
<p>保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十五号）第三条第二項及び第三項（同命令第四条第五項及び第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額を次のように定め、平成十一年三月三十一日から適用する。</p> <p>保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項（同命令第四条第五項及び第五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 其他有価証券に係る繰延税金負債（税効果会計の適用により負債と</p>	<p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>一～六（略）</p> <p>（新設）</p>

して計算されるものをいう。()。この場合において、「その他有価証券

」とは、規則第八十六条第二項に規定するものをいう。

改正案	現行
<p>（法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限）</p> <p>第四十八条 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める資産は、総資産（特別勘定又は積立勘定（第二十六条第一項（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この条及び第四十八条の三において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条、第四十八条の三及び第四十八条の五において同じ。）のうち次に掲げる資産とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>五 （略）</p>	<p>（法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限）</p> <p>第四十八条 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める資産は、総資産（特別勘定又は積立勘定（第二十六条第一項（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この条及び第四十八条の三において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条及び第四十八条の三において同じ。）のうち次に掲げる資産とする。</p> <p>一 国内株式（前条第六号の二に掲げる出資を含む。）</p> <p>二 不動産（不動産の取得のための資金として金融庁長官が定めるものを含む。）</p> <p>三 外貨建資産（先物外国為替取引に係わる契約額等により円換算額が確定しているものを除く。）</p> <p>四 債券、貸付金及び貸付有価証券（金融庁長官の定めるものに限る。）</p> <p>五 前条第一号から第八号までに掲げる方法に準ずる方法により運用する資産</p>

2 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 一 前項第一号に掲げる資産 総資産の額（その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表規則」という。）第八条第二十一項に規定するものをいう。以下この条、第四十八条の三、第四百十条、第四百十条の三において同じ。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする（以下この項、第四十八条の三第二項及び第四十八乗の五第二項において同じ。）。）に百分の三十を乗じて計算した額
- 二 五（略）

3 前二項の規定にかかわらず、積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（以下この条及び第四十八条の三において「積立勘定資産」という。）のうち、次の各号に掲げる資産にあつては、積立勘定資産の総額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。第四十八条の三第二項において同じ。）にそれぞれ当該各号に定める割合（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合）を乗じて計算した額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 一 前項第一号に掲げる資産 総資産の額に百分の三十を乗じて計算した額
- 二 五（略）

3 前二項の規定にかかわらず、積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（以下この条及び第四十八条の三において「積立勘定資産」という。）のうち、次の各号に掲げる資産にあつては、積立勘定資産の総額にそれぞれ当該各号に定める割合（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合）を乗じて計算した額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 (略)

二 (略)

3の2 法第九十七条の二第一項の規定により内閣府令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならないとされる資産の運用の額は、その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額として計算するものとする。

4 保険会社は、第二項ただし書及び第三項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(当該同一人と特殊の関係にある者)

第四十八条の二 (略)

一 国内株式(保険金、返戻金その他の給付金(以下この条、第五十三条、第五十九条の二、第五十九条の三、第四百十条及び第二百十条の十の二において「保険金等」という。)の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨をもって表示する株式) 百分の三十

二 外貨建資産(保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨以外の通貨建資産) 百分の三

(新設)

4 保険会社は、第二項ただし書及び前項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(当該同一人と特殊の関係にある者)

第四十八条の二 (略)

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

- 一 総資産のうち同一人に対する運用に係る次のイからへまでに掲げる資産の額(その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。第四十八条の三第二項において同じ。)を合計した額
- イ〜へ (略)

二 積立勘定を設ける場合においては、積立勘定資産のうち前号イからへまでに掲げる資産の額(その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。第四十八条の三第二項において同じ。)を合計した額

2 (略)

3 (略)

(法第九十九条において準用する法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限)

第四百十条 (略)

2 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

- 一 総資産のうち同一人に対する運用に係る次のイからへまでに掲げる資産の額を合計した額
- イ〜へ (略)

二 積立勘定を設ける場合においては、積立勘定資産のうち前号イからへまでに掲げる資産の額を合計した額

2 (略)

3 (略)

(法第九十九条において準用する法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限)

第四百十条 (略)

2 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を

受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に掲げる資産 日本における総資産の額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この項及び第四百十条の三

第二項において同じ。）に百分の三十を乗じて計算した額

二 五（略）

3 前二項の規定にかかわらず、積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（以下この条及び第四百十条の三において「積立勘定資産」という。）のうち、次の各号に掲げる資産にあつては、積立勘定資産の総額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。第四百十条の三第二項において同じ。）にそれぞれ当該各号に定める割合（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合）を乗じて計算した額を限度とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合はこの限りでない。

一、二（略）

3の2 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第一項の規定により内閣府令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならないとされる資産の運用の額は、その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合

受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に掲げる資産 日本における総資産の額に百分の三十を乗じて計算した額

二 五（略）

3 前二項の規定にかかわらず、積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（以下この条及び第四百十条の三において「積立勘定資産」という。）のうち、次の各号に掲げる資産にあつては、積立勘定資産の総額にそれぞれ当該各号に定める割合（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合）を乗じて計算した額を限度とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合はこの限りでない。

一、二（略）

（新設）

計額として計算するものとする。

4 外国保険会社等は、第二項ただし書及び第三項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(法第九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四百十条の三 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する外国保険会社等の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

- 一 日本における総資産のうち同一人に対する運用に係る次のイからへまでに掲げる資産の額(その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。第四百十条の三第二項において同じ。)

イ〜へ (略)

二 積立勘定を設ける場合においては、積立勘定資産のうち前号イからへまでに掲げる資産の額(その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。第四百十条の三第二項において同じ。)

4 外国保険会社等は、第二項ただし書及び前項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(法第九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四百十条の三 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する外国保険会社等の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

- 一 日本における総資産のうち同一人に対する運用に係る次のイからへまでに掲げる資産の額を合計した額

イ〜へ (略)

二 積立勘定を設ける場合においては、積立勘定資産のうち前号イからへまでに掲げる資産の額を合計した額